

## ■ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための時短要請に伴う協力金制度一覧

### ➤ 飲食店等への協力金

	京都府による要請 新型コロナウイルス感染症拡大防止 協力金 【早期支給：受付終了】 【本申請：申請受付中】	緊急事態宣言に伴う要請 京都府緊急事態措置協力金 (延長分) 【早期支給：受付終了】 【本申請：申請受付中】	緊急事態宣言に伴う要請 京都府緊急事態措置協力金 【早期支給：受付終了】 【本申請：申請受付中】	まん延防止等重点措置に伴う要請 まん延防止等重点措置協力金 【早期支給：受付終了】 【本申請：受付終了】		京都府による要請 新型コロナウイルス感染症拡大防止 協力金 【早期支給：受付終了】 【本申請：受付終了】	
	第17期	第16期	第15期	第14期			
期間	10月1日(金)～10月21日(木) 【21日間】	9月13日(月)～9月30日(木) 【18日間】	8月20日(金)～9月12日(日) 【24日間】	8月2日(月)～8月19日(木) 【18日間】	8月17日(火)～8月19日(木) 【3日間】	8月2日(月)～8月16日(月) 【15日間】	8月2日(月)～8月19日(木) 【18日間】
要請日	9月28日(火)	9月9日(木)	8月17日(火)	7月30日(金)	8月12日(木)	7月30日(金)	7月30日(金)
対象地域	京都市及び山城・乙訓地域	京都府全域	京都府全域	京都市	山城・乙訓地域の市	山城・乙訓地域の市	京都市及び山城・乙訓地域の市以外の地域
要請内容	【京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度の認証店】 午前5時～午後9時までの営業を要請(酒類提供は、午前11時～午後8時30分まで) 【上記以外の店舗】 午前5時～午後8時までの営業を要請(酒類提供は、午前11時～午後7時30分まで)	休業を要請 ※酒類・カラオケ設備を提供しない場合、時短営業を要請	休業を要請 ※酒類・カラオケ設備を提供しない場合、時短営業を要請	午前5時～午後8時までの営業を要請 (酒類の提供は行わないこと)		午前5時～午後9時までの営業を要請 (酒類提供は一定の要件を満たした上で、午前11時～午後8時30分まで)	
協力金額	1施設(店舗)につき、時間短縮営業の要請に応じた日数(定休日等の店休日を除く) × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて 1日2.5万～7.5万円 ●売上高減少額方式(大企業等※) 売上高減少額に応じて 1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可	1施設(店舗)につき、休業・時間短縮営業の要請に応じた日数(定休日等の店休日を除く) × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて 1日4万～10万円 ●売上高減少額方式(大企業等※) 売上高減少額に応じて 1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可	1施設(店舗)につき、休業・時間短縮営業の要請に応じた日数(定休日等の店休日を除く) × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて 1日4万～10万円 ●売上高減少額方式(大企業等※) 売上高減少額に応じて 1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可	1施設(店舗)につき、時間短縮営業の要請に応じた日数(定休日等の店休日を除く) × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて 1日3万～10万円 ●売上高減少額方式(大企業等※) 売上高減少額に応じて 1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可	1施設(店舗)につき、時間短縮営業の要請に応じた日数(定休日等の店休日を除く) × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて 1日2.5万～7.5万円 ●売上高減少額方式(大企業等※) 売上高減少額に応じて 1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可		
受付期間	<早期支給> 10月7日(木)～10月19日(火)  <本申請> 売上高方式：10月22日(金)～11月30日(火) 売上高減少額方式：11月1日(月)～11月30日(火)	<早期支給> 9月17日(金)～9月28日(火)  <本申請> 10月4日(月)～11月8日(月)	<早期支給> 8月30日(月)～9月13日(月)  <本申請> 売上高方式：9月15日(水)～11月1日(月) 売上高減少額方式：10月1日(金)～11月1日(月)	<早期支給> 8月10日(火)～8月24日(火)  <本申請> 9月3日(金)～10月4日(月)			

京都府による要請 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 【受付終了】		まん延防止等重点措置に 伴う要請 まん延防止等重点措置協力金 【受付終了】		京都府による要請 新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金 【受付終了】		緊急事態宣言に伴う要請 京都府緊急事態措置協力金 【受付終了】				
第13期		第12期		第11期	第10期	第9期				
期間	7月12日(月) ～8月1日(日) 【21日間】	7月12日(月)～7月25日 (日) 【14日間】 7月26日(月)～8月1日 (日) 【7日間】	6月21日(月)～7月11日(日) 【21日間】		6月1日(火) ～6月20日(日) 【20日間】	5月12日(水) ～5月31日(月) 【20日間】	4月25日(日) ～5月11日(火) 【17日間】			
要請日	7月8日(木)	7月8日(木)、 7月21日(水)	6月18日(金)		5月28日(金)	5月7日(金)	4月23日(金)			
対象地域	京都市内	京都市以外の地域	京都市内	京都市以外の地域	京都府内全域	京都府内全域	京都府内全域			
要請内容	午前5時～午後9時までの営業を要請 (酒類提供は一定の要件を満たした上で、午前11時～午後8時30分まで)		午前5時～午後8時の営業を要請 (酒類提供は一定の要件を満たした上で、午前11時～午後7時まで)		午前5時～午後9時の営業を要請(酒類提供は一定の要件を満たした上で、午前11時～午後8時30分まで)		休業を要請 ※酒類・カラオケ設備を提供しない場合、時短営業を要請		休業を要請 ※酒類・カラオケ設備を提供しない場合、時短営業を要請	
協力金額	1施設(店舗)につき、時間短縮営業の要請に応じた日数(定休日等の店休日を除く) × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日2.5万～7.5万円 ●売上高減少額方式(大企業等※) 売上高減少額に応じて1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可		1施設(店舗)につき、時間短縮営業の要請に応じた日数(定休日等の店休日を除く) × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日3万～10万円 ●売上高減少額方式(大企業等※) 売上高減少額に応じて1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可		1施設(店舗)につき、時間短縮営業の要請に応じた日数(定休日等の店休日を除く) × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日2.5万～7.5万円 ●売上高減少額方式(大企業等※) 売上高減少額に応じて1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可		1施設(店舗)につき、休業・時間短縮営業の要請に応じた日数(定休日等の店休日を除く) × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日4万～10万円 ●売上高減少額方式(大企業等※) 売上高減少額に応じて1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可		1施設(店舗)につき、休業・時間短縮営業の要請に応じた日数(定休日等の店休日を除く) × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日4万～10万円 ●売上高減少額方式(大企業等※) 売上高減少額に応じて1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可	
受付期間	8月4日(水)～9月6日(月)		売上高方式:7月14日(水)～9月3日(金) 売上高減少額方式:8月2日(月)～9月3日(金)		7月1日(木) ～8月2日(月)	6月7日(月) ～7月8日(木)	6月7日(月) ～7月8日(木)			

	まん延防止等重点措置に伴う要請 まん延防止等重点措置協力金 【受付終了】	京都府による要請 新型コロナウイルス感染症拡大防止協 力金 【受付終了】		京都府による要請 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 【受付終了】		緊急事態宣言に伴う要請 緊急事態措置協力金 【受付終了】		京都府による要請 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 【受付終了】	
	第8期	第7期		第6期	第5期	延長分(第4期)	当初分(第3期)	第2期	第1期
期間	4月12日(月) ～4月24日(土) 【13日間】	4月5日(月) ～4月11日(日) 【7日間】	4月5日(月) ～4月24日(土) 【20日間】	3月15日(月) ～3月21日(日) 【7日間】	3月1日(月) ～3月14日(日) 【14日間】	2月8日(月) ～2月28日(日) 【21日間】	1月14日(木) ～2月7日(日) 【25日間】	1月12日(火) ～1月13日(水) 【2日間】	12月21日(月) ～1月11日(月) 【22日間】
要請日	4月9日(金)	4月2日(金)	4月2日(金)	3月10日(水)	2月26日(金)	2月3日(水)	1月13日(水)	1月8日(金)	12月17日(木)
対象地域	京都市内	京都市内	山城・乙訓地域	京都市内	3/1～3/7(7日間) 京都府内全域 3/8～3/14(7日間) 京都市内	京都府内全域	京都府内全域	京都市内	京都市内
要請内容	午前5時～午後8時の営業を要請 (酒類の提供は午前11時～午後7時)	午前5時～午後9時の営業を要請(酒類の提供は午前11時～午後8時30分)	午前5時～午後9時の営業を要請(酒類の提供は午前11時～午後8時30分)	午前5時～午後9時の営業を要請(酒類の提供は午前11時～午後8時30分)	午前5時～午後9時の営業を要請(酒類の提供は午前11時～午後8時)	午前5時～午後8時の営業を要請(酒類の提供は午前11時～午後7時)	午前5時～午後8時の営業を要請(酒類の提供は午前11時～午後7時)	午前5時～午後9時の営業を要請	午前5時～午後9時の営業を要請
協力金額	1施設(店舗)につき、時間短縮営業の要請に応じた日数(定休日等の店休日を除く) × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて 1日4万～10万円 ●売上高減少額方式(大企業等※) 売上高減少額に応じて 1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可	1施設(店舗)につき、 時短要請に応じた日数×4万円/日 (定休日等の店休日を除く)	1施設(店舗)につき、 時短要請に応じた日数×4万円/日 (定休日等の店休日を除く)	1施設(店舗)につき、 時短要請に応じた日数×4万円 (定休日等の店休日を除く)	1施設(店舗)につき、 時短要請に応じた日数×4万円 (定休日等の店休日を除く)	1施設(店舗)につき、 時短要請に応じた日数×6万円 (定休日等の店休日を除く)	1施設(店舗)につき、 時短要請に応じた日数×6万円 (定休日等の店休日を除く)	1施設(店舗)につき、 時短要請に応じた日数×4万円 (定休日等の店休日を除く)	1施設(店舗)につき、 時短要請に応じた日数×4万円 (定休日や年末年始の店休日を除く)
受付期間	5月14日(金)～6月15日(火)	5月14日(金) ～6月15日(火)	5月14日(金) ～6月15日(火)	4月1日(木) ～4月21日(水)	3月15日(月) ～4月5日(月)	3月15日(月) ～4月5日(月)	2月8日(月) ～3月12日(金)	2月8日(月) ～3月12日(金)	1月12日(火) ～2月19日(木)